

危険物関連設備等の性能評価に係る業務規程

平成8年8月16日危保規程第3号

最終改正 平成22年3月30日危保規程第5号

第1 目的

この規程は、危険物の保安に係る技術進歩に適切に対応し、合理的な保安対策の推進に資するため、危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の保安に関して、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う性能評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 性能評価の対象

この規程による性能評価の対象は、危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に係る危険物施設等の構造、設備等（ハロン代替ガス消火薬剤を使用する消火設備・機器及びウオーターミスト消火設備を除く。）及びこれらを有機的に関連づけたシステム（以下「危険物関連設備等」という。）とする。

第3 性能評価の内容

危険物関連設備等に係る性能評価は、当該危険物関連設備等の使用目的に照らし、火災予防上又は消火活動上有効なものであることについて、次により行うものとする。

- (1) 消防法令において具体的に基準が定められている危険物関連設備等（協会が現に行っている試験確認の対象品目を除く。）

当該基準に適合していることについての評価

- (2) 危険物の品名・数量・倍数、貯蔵・取扱いの方法、周囲の地形その他の状況等を考慮した危険物関連設備等

火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができるものであることの評価

- (3) 予想しない特殊の構造又は設備を用いる危険物関連設備等

使用目的を同じくするものに関する基準と同等以上の効力を有するものであることの評価

- (4) その他、危険物等の保安、維持管理等に用いる危険物関連設備等

使用目的を達成することのできる一定の性能を有するものであることの評価

第4 性能評価委員会

- 1 性能評価の公正かつ効率的な実施を図るため、協会に性能評価委員会（専門委員会を含む。以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5 性能評価の申請

危険物関連設備等の性能評価を受けようとする者は、性能評価申請書に当該危険物関連設備等の関係書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。

第6 性能評価基準及び性能審査の委嘱等

- 1 理事長は、申請のあった危険物関連設備等の性能評価を行うため、第3（（1）を除く。）に掲げる評価に係る基準の作成について、委員会に委嘱することができる。
- 2 理事長は、申請のあった危険物関連設備等が消防法令の技術上の基準、前項の性能評価基準等に照らし有効な性能を有するものであることについて、委員会に審査を委嘱する。
- 3 委員会は、委嘱のあった事項について審議し、その結果に意見を付して理事長に報告するものとする。

第7 性能評価及び結果通知

- 1 理事長は、第6、3の規定による委員会の報告に基づき性能評価を行う。
- 2 理事長は、性能評価を行った結果については、申請者に対し文書により通知する。
- 3 理事長は、危険物施設の設置者等からの申請により、必要と認められる場合には、危険物関連設備等の性能評価確認書を交付することができる。

第8 定期性能調査

- 1 理事長は、性能評価を行った危険物関連設備等のうち必要と認めるものについて、理事長が定める時期ごとに調査（以下「定期性能調査」という。）を実施する。
- 2 危険物関連設備等の性能評価を受け、引き続き同一仕様の危険物関連設備等を継続して製造、販売等しようとする者（以下「危険物関連設備等製造者等」という。）は、理事長の行う定期性能調査を受けなければならない。
- 3 前項の定期性能調査に係る手続き等は、第5及び第7第2項に準じて行う。

第9 表示

- 1 性能評価を受け、適合と認められた危険物関連設備等のうち、理事長が必要と認められるものには、表示をするものとする。
- 2 前項の表示は、危険物関連設備等製造者等の申請に基づき、理事長が交付する証票を貼付することにより行うものとする。ただし、貼付することが困難な場合には、第7第3項に規定する性能評価確認書を備え付けるか、又はあらかじめ協会に登録した表示方法（印刷、押印、打刻等）により行うことができる。
- 3 前項のあらかじめ協会に表示登録する場合には、危険物関連設備等製造者等が別に定めるところにより申請を行うものとする。
- 4 協会は、前項の申請があった場合には、内容について審査し、支障がなければその結果について申請者に通知するものとする。

第10 性能等の変更

性能評価を受けた者が、当該性能評価を受けた危険物関連設備等の変更を行う場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 危険物関連設備等の変更の内容が当該危険物関連設備等の性能、機能等に重大な影響を及ぼすものにあつては、当該変更に係る内容の評価を受けるものとする。この場

合における手続きについては、第5から第7までの規定を準用する。

- (2) 危険物関連設備等の変更の内容が前項に該当しないものについては、あらかじめその変更内容について理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

第11 性能評価の取り消し

- 1 理事長は、性能評価を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該性能評価を取り消すことができる。
 - (1) 不正な手段により当該性能評価をうけたとき。
 - (2) 当該性能評価を受けた危険物関連設備等の性能等を第10の規定による手続きを行わないで変更したとき。
 - (3) 当該性能評価を受けた危険物関連設備等の品質管理上著しい不備又は欠陥があると認められるとき。
 - (4) 当該性能評価の際に付された条件に反する事項があると認められるとき。
- 2 理事長は、前項の規定により性能評価を取り消したときは、その旨を当該性能評価を受けた者に通知する。

第12 立入調査

理事長は、この規程による性能評価の実施に関し必要な限度において、関係者に連絡のうえ、立入調査を行うことができる。

第13 試験等の委託

理事長は、この規程による性能評価に係る業務の一部を他に委託することができる。

第14 手数料

- 1 手数料の額は、次の各号による区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に消費税相当額を加算した額とする。ただし、性能評価又は定期性能調査（以下この条において「性能評価等」という。）のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。
 - (1) 第5に定める性能評価
2,000,000円
ただし、申請の内容に複雑・困難性を伴うことにより、第4の規定による委員会の審議が4回を超えて行う必要がある場合には、その超えた委員会の審議の回数に500,000円を乗じた額を別途加算するものとする。
 - (2) 第8第1項に定める定期性能調査
107,000円
 - (3) 第9第2項の証票（性能評価済証）の交付
1枚につき250円（ただし、特殊な様式の証票の場合は、各証票ごとに理事長が別に定める額）
 - (4) 第7、3に定める性能評価確認書の交付
1部につき1,000円

(5) 第10に定める性能等の変更

ア 第10(1) に該当する場合

1,000,000円

イ 第10(2) に該当する場合

200,000円

(6) 第9第2項の表示の登録

評価製品の形態及び販売単位等を勘案して理事長が別に定める。

2 旅費等の額

(1) 旅費の額は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき10,900円

乙地方 1日につき9,800円

ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

(2) 外国で行う性能評価等に係る旅費等の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、第5の規定による申請（第5を準用する場合を含む。）を受け付けた後においては、原則として返還しない。

第15 その他

この規程に定めるもののほか、危険物関連設備等の性能評価の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この業務規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成11年10月19日危保規程第11号）

この業務規程は、平成11年10月19日から施行する。

附 則（平成13年3月1日危保規程第4号）

この業務規程は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成14年4月15日から施行する。

附 則

1 この業務規程は、平成21年8月17日から施行する。

2 この業務規程の施行前になされた第5及び第10の申請に係る手数料の額は、なお、従前の例による。

附 則

この業務規程は、平成22年4月1日から施行する。